

公 示 送 達 書

長崎市告示第558号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

令和8年8月26日

長崎市長 鈴木 史 朗

番 号	送 達 す べ き 書 類 の 名 称	送 達 を 受 け る べ き 者
		氏 名
1	令和8年度 後期高齢者医療保険料 随2期督促状	別紙のとおり
	以下余白	

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

氏名	業務詳細（科目）コード名称	賦課年度	相当年度	期別名称	通知書番号
関 一郎	後期高齢者医療保険料	2026	2025	随 2 期	2505131214000000
				合計件数	1件